平成２２年（フ）第８５号
岐阜県可児市帷子新町３丁目１番地　ミオプラザ21―103
債務者　秋本　哲三
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第８８号
岐阜県可児市広見７丁目154番地　ソレイユシャルマンＡ―101
債務者　原田　文子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第９１号
岐阜県美濃加茂市島町１丁目２番18号　メナークレール106号
債務者　福島　健志
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２１０９号
愛知県小牧市文津832　アベニール102、住民票上の住所名古屋市千種区香流橋１丁目２番93―27号
債務者　原田　英明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８４号
名古屋市名東区野間町12番地の１　ＳＨマンション名東701号
債務者　平　　信也
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３号
三重県津市白山町福田山1366番地８
債務者　石塚　公明
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９９号
三重県鈴鹿市西条６丁目28番地　アンデルセンの館Ｎ―101号室、前住所愛知県一宮市南小渕字屋敷2555番地１　メゾンドール天神905号
債務者　岩山晋浩こと　郭　　晋浩
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０８号
三重県津市河芸町千里ヶ丘８番地14
債務者　伊藤　佳苗
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１４号
三重県津市一身田町167番地２　Ｐ12―302
債務者　真柄真佐子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１９号
三重県津市井久居明神町2627番地２
債務者　伊多　康明
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２２号
三重県津市藤方2258番地１　さつき荘７号、前住所三重県津市上弁財町20番９号
債務者　小林五十鈴
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２５号
三重県津市安濃町今徳1316番地７
債務者　佐藤三樹世
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３１号
三重県鈴鹿市庄野羽山３丁目５番37号　樋口借家１号
債務者　森　　美幸
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３３号
愛知県名古屋市中川区新家１丁目1203番地　宮田荘13棟804号、申立時の住所三重県鈴鹿市南若松町502番地　カーサリヴィエラ103号室
債務者　住友　和紀
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４３号
三重県津市乙部30番７号　美喜荘２Ｆ５号、前住所三重県津市久居西鷹跡町397番地
債務者　福井　　優
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５１号
三重県鈴鹿市岡田３丁目25番５号
債務者　林　徳次郎
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３８号
兵庫県尼崎市食満５丁目23番10号イーストハイム309号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市中山台２丁目18番４号
債務者　溝畑　謙造
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
　神戸地方裁判所伊丹支部